

中小会社の注記事項

Q : 当社は中小企業です。決算書にはいろいろな注記をしなければならないそうですが、どのような注記をしなければならないのですか？

A : 中小会社については、重要な会計方針に係る事項に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記、その他の注記が必要です。

【解説】

中小会社は、注記表に、重要な会計方針に係る事項に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記、その他の注記が必要です。

具体的には、次のようなことを注記します。

- ① 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - ・ 資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 固定資産の減価償却方法
 - ・ 引当金の計上基準
 - ・ 収益及び費用の計上基準
 - ・ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ② 株主資本等変動計算書に関する注記
 - ・ その事業年度の末日における発行済株式の数
 - ・ その事業年度の末日における自己株式の数
- ③ その他の注記
 - ・ 会計上の見積もりの変更等の「会計方針の記載に併せて注記すべき追加情報」
 - ・ 資産の使用・運用状況等の説明等の「財務諸表等の特定科目との関連を明らかにして注記すべき注記事項」

